

旭化成グループ サプライヤーガイドライン

旭化成グループは、持続可能な社会への貢献を目指しています。

そのためには、サプライチェーン全体として取り組む必要があります。グローバル化した企業のサプライチェーンには人権侵害や労働災害などの問題が深刻化しており、サプライヤー企業の皆さまのご理解とお力添えが必要です。

このような観点から、ともに取り組んで頂きたい項目について、下記に「サプライヤーガイドライン」としてとりまとめ、制定させて頂きました。

サプライヤー企業の皆様におかれましては、関連する法令・諸規則および社会的規範とともに本規範を遵守いただきますよう、お願いいたします。

人権・労働

1. 強制労働、児童労働の禁止

いかなる形態においても、人身取引を含む奴隷労働や強制労働を行わない。

また、就業最低年齢に満たない児童を労働させない。18歳未満の若年労働者を、深夜業や時間外労働、健康や安全が脅かされる業務に従事させない。

2. 法令に基づく労働時間

法令で定められる労働時間の限度を超えて、従業員を労働させない。

3. 法令に基づく賃金および福利厚生

法令に従い、従業員に賃金を支払い、福利厚生を提供する。

4. ハラスメントの禁止

従業員に対するパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等のあらゆるハラスメント行為を禁止する。

5. 差別の根絶・機会の均等

従業員の採用、処遇にあたり、人種・民族・出生・国籍・宗教・性別・年齢・障害・性的指向・思想、会社との雇用契約の形態など、あらゆる差別を禁止する。

6. 結社の自由

結社の自由と団体交渉の権利を尊重する。法令や労使協定を遵守し、従業員あるいは従業員の代表と誠実に対話・協議する。

安全衛生と健康

1. 保安防災・労働安全衛生

保安防災に努めるとともに労働災害の防止を図り、従業員と地域社会の安全を確保する。そのために、労働環境におけるリスクを検証・把握し、必要な対策を取るとともに、業務マニュアル等を作成して適切な教育指導、トレーニングを行う。

2. 健康

快適な職場環境の形成に努め、従業員の健康保持・増進を図る。

環境

1. 地球温暖化対策

温室効果ガスの排出について、定量的な自主目標を定めて削減に取り組むことに努める。

2. 資源・エネルギー・水の効率的な利用

資源・エネルギー・水の利用について、定量的な自主目標を定めて使用量を削減することに努める。

3. 廃棄物削減

廃棄物について、定量的な自主目標を定めて循環利用の促進等によって削減することに努める。

4. 大気・水・土壌の汚染防止

大気・水・土壌などに排出する環境負荷物質について、定量的な自主目標を定めて削減することに努める。

5. 生物多様性の保全

事業活動が生態系に与える影響の把握による生物多様性の保全に努める。

倫理

1. 贈収賄行為の禁止ならびに健全かつ適正な取引関係の維持
国内外を問わず、公務員またはこれに準ずる者に対する、一切の不正な贈答、接待、便益の供与、その他の経済的な利益の供与を禁止する。
また、法令に違反したり、社会通念・常識を逸脱するような金品・サービスを取引先に提供したり、受領したりしない。
2. 適正な会計・税務処理
会計・税務関係の法令等に従い、適正な会計・税務処理を行う。
3. 情報開示ならびに社会とのコミュニケーション
情報開示ならびにコミュニケーション活動を積極的に展開し、社会と健全な関係を保つ。情報開示は、公正、公平、正確に、かつ可能な限り速やかに行う。
4. 情報の保護
自社の機密情報および顧客や第三者の機密情報を厳重に管理し、適正に取り扱う。
5. 知的財産権の尊重
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権を尊重し、第三者の知的財産権を侵害しない。
6. 公正なビジネス
独占禁止法、競争法など、公正かつ自由な競争状態を確保するための法令を遵守する。
また、製品の広告・宣伝を行う際は、内容の正確性に注意するとともに、他社の製品を引用して自社製品と比較する場合は、法令に従い、公正な表示を行う。
7. 内部通報制度
従業員が報復される恐れなく、自社で発生している組織的または個人による、法令または就業規則等の社内規程に違反する行為、およびそれらに違反すると思われる行為を、通報できるプログラムを保持する。通報者の秘密は厳守され、報復される恐れはなく、保護される。
8. 責任ある鉱物調達
紛争地域等で武装団体の資金源となっている、または人権侵害、環境破壊の助長や加担に関与している鉱物を使用せず、責任ある鉱物調達を実践する。

9. プライバシー

取引先、顧客、従業員の個人情報を、収集・利用・保管・廃棄する一連のサイクルにわたって、法令に従った適正な取扱いを行う。

管理体制

1. 会社の取組み

本規範を遵守するための管理体制を構築する。その管理体制においては、責任者を明確にし、Plan-Do-Check-Action サイクルにより継続的な改善活動を行う。

2. サプライチェーンに対する姿勢

自社のみならず、取引先に対しても本規範に定める事項の遵守を依頼し、サプライチェーン全体を通して企業としての社会的責任を果たす。

附則

- ・本ガイドラインは2021年9月に制定されました。
- ・本ガイドラインは旭化成グループグループ全体に適用されますが、グループ各社は、それぞれが事業を展開する業界、業種の固有の事情等に応じ、本ガイドラインの基本的な考え方に反しない範囲で、個別のガイドラインやポリシー等を持つことができる、とします。